（別紙1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1　北海道UIJターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び津別町から求められた場合には、それに応じます。

2　移住支援金の申請日から5年以内に、申請時から住所又は、就業先を変更した場合は、速やかに津別町へ報告します。

3　以下の場合には、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1)移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2)移住支援金の申請日から3年未満に津別町以外の市区町村に転出した場合：全額

(3)第3条第3項において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4)地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額

(5)移住支援金の申請日から3年以上5年以内に津別町以外の市区町村に転出した場合：半額